

全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第43回全国都市緑化フェアin京都丹波（以下「フェア」という。）における良好な景観形成を推進するため、地域団体等が行う花の植栽に要する花苗・花種・球根の購入経費に対して、予算の範囲内において、全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 交付金の交付対象となる事業主体は、亀岡市内、南丹市内、京丹波町内（以下「京都丹波地域内」という。）を主な活動範囲とする地域団体等で、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条に規定する暴力団員等でない者のみで構成されている団体であって、構成員の半数以上が京都丹波地域内に居住し、通勤し、又は通学する者であるものとする。

(事業の内容)

第3条 交付対象事業（以下「事業」という。）の内容は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の対象としない。

- (1) 特定の個人又は団体の利益を目的とするもの
- (2) 営利、募金、宗教又は政治を目的とするもの
- (3) 調査又は研究のみを目的とするもの
- (4) その他フェア実行委員会の会長（以下「会長」という。）が事業の対象として適当でないと認めるもの

(事業の公募)

第4条 会長は、事業を募集するにあたり、審査基準、申込期間その他必要な事項を記載した募集要項を定めて、公表するものとする。

(交付申請)

第5条 事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 同一申請者による申請は、年度あたり1回とする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、交付金の交付の可否を決定し、その結果を全国都市緑化フェアin

京都丹波おもてなし風景交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 前条の規定による交付金の交付決定を受けた申請者が、事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付金額の増額がないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 会長は、前項の規定による交付金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、変更の承認の可否を決定し、その結果を全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第8条 申請者は、交付金の交付決定がある前に事業に着手するときは、全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金指令前着手届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業完了後、会長が指定する日までに、全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第10条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、交付金額を確定し、全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（交付金の請求等）

第11条 前条の規定による交付金額の確定を受けた申請者は、会長が指定する日までに、全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による交付金請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他会長が適当でないと認めたとき。

(交付金の返還)

第13条 会長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定による返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

交付対象事業	良好な景観形成と来訪者への訴求を目的とした花の植栽であって、次に掲げる要件の全てに適合するもの 1. 植栽場所は、京都丹波地域内に所在し、植栽した花が公道から展望できること 2. 花の植栽や来訪者の増加について、地権者や近隣住民等の合意形成が図られていること 3. 植栽する花は、9月中旬から11月上旬に開花する見込みのものとすること 4. 令和7年度に実施する事業については、令和8年度も継続して実施すること
交付対象経費	交付対象事業の実施に直接必要となる花苗・花種・球根の購入費
交付対象外経費	次に掲げる経費 1. 他の補助金等の交付を受ける経費 2. 事業主体の経常的な運営経費 3. 販売用物品の購入費・材料費 4. その他交付対象経費として不適当と認められる経費
交付金額	1事業主体あたり3万円以内（消費税込み）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

全国都市緑化フェア in 京都丹波おもてなし風景交付金交付申請書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地 又は住所	〒 ー
団体名	
代表者名	
電話番号	
メー ル	

書類送付先【代表者と異なる場合のみ記入】

所在地 又は住所	〒 ー
担当者名	
電話番号	
メー ル	

下記のとおり事業を実施したいので、交付金 円の交付を申請します。

植栽場所				
植栽内容	品種	数量	単位	事業費
				円
				円
	合計			円
添付書類	☐ 構成員名簿（構成員の半数以上が京都丹波地域内に居住・通勤・通学していることがわかるもの／区・自治会等の地縁自治組織は省略可） ☐ 植栽場所の位置図（植栽範囲と公道が表示されたもの） ☐ 植栽場所の写真（全景と公道からの展望がわかるもの）			

第 号
年 月 日

様

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会

会長 印

全国都市緑化フェア in 京都丹波おもてなし風景交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり交付金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は速やかに交付金実績報告書を 市（町）役所（場） 課（ 支所）へ提出してください。

決定内容	☐ 交付 交付金交付決定額 円
	(交付要件)
	1. 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (1) 交付金を他の用途に使用したとき。 (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他会長が適当でないと認めたとき。 2. 交付金の交付決定を取り消した場合、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。 3. 交付金の返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければなりません。
	☐ 不交付
	(不交付の理由)

様式第3号（第7条第1項関係）

年 月 日

全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金変更承認申請書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地 又は住所	〒 —
団体名	
代表者名	
電話番号	
メー ル	

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった事業の内容
容を下記のとおり変更したいので申請します。

変更内容 及び理由					
変 更 後	植栽場所				
	植栽内容	品種	数量	単位	事業費
					円
					円
		合計			円
	交付金額	円			
添付書類	☐ 植栽場所の位置図（植栽範囲と公道が表示されたもの） ☐ 植栽場所の写真（全景と公道からの展望がわかるもの）				

※添付書類は、変更があったものののみ添付してください。

第 号
年 月 日

様

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会

会長 印

全国都市緑化フェア in 京都丹波おもてなし風景交付金

変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに交付金実績報告書を 市（町）役所（場） 課（ 支所）へ提出してください。

決定内容	☐ 承認 変更後の交付金交付決定額 円
	(交付要件)
	1. 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (1) 交付金を他の用途に使用したとき。 (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他会長が適当でないと認めたとき。 2. 交付金の交付決定を取り消した場合、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。 3. 交付金の返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければなりません。
	☐ 不承認
	(不承認の理由)

年 月 日

全国都市緑化フェア in 京都丹波おもてなし風景交付金指令前着手届

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地 又は住所	〒 —
団体名	
代表者名	
電話番号	
メー ル	

年 月 日付けで申請した事業について、交付金交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、届け出ます。

指令前着手が 必要な理由	
事業の着手日	年 月 日（予定） ※事前準備を含む事業開始日

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

年 月 日

全国都市緑化フェアin京都丹波おもてなし風景交付金実績報告書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地 又は住所	〒 —
団体名	
代表者名	
電話番号	
メー ル	

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった事業を完了したので、下記のとおり報告します。

植栽場所				
植栽内容	品種	数量	単位	事業費
				円
				円
	合計			円
交付金額	円			
添付書類	☐ 事業費の明細がわかる支出証拠書類（請求内訳書・領収書等）の写し ☐ 植栽場所の位置図（植栽範囲と公道が表示されたもの／提出済の位置図から変更のない場合は省略可） ☐ 植栽場所の写真（植栽・播種作業の状況がわかる写真、開花時の全景と公道からの展望がわかる写真）			

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会

会長 印

全国都市緑化フェア in 京都丹波おもてなし風景交付金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに交付金請求書を 市（町）役所（場） 課（ 支所）へ提出してください。

☐ 交付金交付確定額 円

（交付要件）

1. 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - （1）交付金を他の用途に使用したとき。
 - （2）この要綱及び関係法令に違反したとき。
 - （3）偽りその他不正行為があったとき。
 - （4）その他会長が適当でないと認めたとき。
2. 交付金の交付決定を取り消した場合、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。
3. 交付金の返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければなりません。

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

全国都市緑化フェア in 京都丹波おもてなし風景交付金請求書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック（☑）】

所在地 又は住所	〒	—
団体名		
代表者名	印	
電話番号		
メール		

下記のとおり交付金を請求します。

交付金額		円
振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

委任状【申請団体名と口座名義が異なる場合のみ太枠内に記入】

本交付金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者（口座名義人）

所在地 又は住所	〒	—
団体名		
代表者名		